

## 茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることとともに、市民税を非課税とする者に未婚のひとり親を加える等のため提案する。

## 2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第3条第1項

## 3 条例の概要

## (1) 茅ヶ崎市市税条例（第1条）関係

ア 市民税の非課税の対象から寡夫を除き、ひとり親を加えることとした。（第17条関係）

イ 所得割の納税義務者がひとり親である場合には、その者の前年の所得について算定した総所得金額等からひとり親控除額を控除することとした。（第25条の3関係）

ウ 現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならないこととした。（第49条の4関係）

エ 現所有者が正当な事由なくウに掲げる申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科することとした。（第51条関係）

オ 1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとした。（第70条関係）

カ 卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し等について、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる資料を保存している場合に限り、たばこ税を免除することとした。（第72条関係）

キ 電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準をその価格に4分の3を乗じて得た額とすることとした。（附則第3条関係）

ク 特定非営利活動法人に対する寄附金が個人市民税の寄附金税額控除の対象となる

期間を改めることとした。(別表関係)

ケ 規定を整備することとした。(第13条、第16条、第24条の2、第29条、附則第7条、附則第9条、附則第11条、附則第16条、附則第22条、附則第23条、附則第25条関係)

コ 所要の規定を整備することとした。(第26条の2、第33条、第35条、第74条、附則第1条の2、附則第6条関係)

(2) 茅ヶ崎市市税条例（第2条）関係

1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとした。(第70条関係)

(3) 茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例（第3条）関係

規定を整備することとした。(第2条、附則第1項から附則第4項まで関係)

(4) 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（第4条）関係

規定を整備することとした。(第2条関係)

(5) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

	改	正	後	改	正	前
(茅ヶ崎市税条例の一部改正（第1条関係）)						
(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)				(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)		
第13条 納税者又は特別徴収義務者は、各納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納付する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納付しなければならない。				第13条 納税者又は特別徴収義務者は、各納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納付する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納付しなければならない。		
(市民税の納税義務者等)				(市民税の納税義務者等)		
第16条 略				第16条 略		
2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業				2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業		
の項において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。以下「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。				の項において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。以下「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。		
(個人の市民税の非課税の範囲)				(個人の市民税の非課税の範囲)		
第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対する課税は、市民税(第2号に該当する者にあっては、第32条の3の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。				第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対する課税は、市民税(第2号に該当する者にあっては、第32条の3の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。		
(1) 略				(1) 略		
(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。)				(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。)		
2 略				2 略		
(法人の均等割の税率)				(法人の均等割の税率)		
第24条の2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄				第24条の2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄		

に定める額とする。

に定める額とする。

法 人 の 区 分	税 率	法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア ) 略	年額50,000円	(1) 次に掲げる法人 ア ) 略	年額50,000円
オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第3項並びに第25条の7において同じ。) を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第3項において同じ。) で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が50人以下のもの ア ) 略	略	オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第3項並びに第25条の7において同じ。) を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第3項において同じ。) で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が50人以下のもの ア ) 略	略

法 人 の 区 分	税 率	法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア ) 略	年額50,000円	(1) 次に掲げる法人 ア ) 略	年額50,000円
オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第3項並びに第25条の7において同じ。) を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第3項において同じ。) で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が50人以下のもの ア ) 略	略	オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第3項並びに第25条の7において同じ。) を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第3項において同じ。) で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が50人以下のもの ア ) 略	略

- 2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の期間又は同項第4号の期間において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切捨てる。

- 2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切捨てる。

### 3 略 (所得控除)

第 25 条の 3 所得割の納税義務者が法第 3・1・4 条の 2 第 1 項各号のいづれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年との所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

#### (市民税の申告)

第 26 条の 2 第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3・1・7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 4・8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 3・3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは法第 3・1・4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3・1・3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 2・5 条の 8 第 1 項(同項第 4 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。)に係る部分を除く。)及び第 2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下の条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 17 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の

### 3 略 (所得控除)

第 25 条の 3 所得割の納税義務者が法第 3・1・4 条の 2 第 1 項各号のいづれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、寡夫控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年との所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

#### (市民税の申告)

第 26 条の 2 第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3・1・7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 4・8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 3・3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは法第 3・1・4 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3・1・3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 2・5 条の 8 第 1 項(同項第 4 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。)に係る部分を除く。)及び第 2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下の条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 17 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の

(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2

7

2  
7

(法人の市民税の申告納付)

第29条 略

(固定資産税の納税義務者等)

第33条 略

2  
略

3 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施行規則第10条の2の1.5で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者もつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第35条 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(被災住宅用地の申告)

第49条の3 略

(現所有者の申告)

第49条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第51条において同じ。）は、現所有者であることを知った

(法人の市民税の申告納付)

第29条 略

2 法人税法第4条の法人で前年4月から3月までの期間中において市内に事務所又は事業所を有する者は、前年4月30日までに施行規則で定める様式によって、その期間中の事実に基いて算定した均等割額を記載した申告書を市長に提出しその申告した均等割額を納付しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第33条 略

2  
略

3 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施行規則第10条の2の1.2で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者もつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第35条 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(被災住宅用地の申告)

第49条の3 略

(現所有者の申告)

第49条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第51条において同じ。）は、現所有者であることを知った

日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬ。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）  
(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関する事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第5.1条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第49条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が第49条の4の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかつた場合には\_\_\_\_\_、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 略  
3 略

(たばこ税の課税標準)

第70条 略  
2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

3 略  
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごと

(固定資産に係る不申告に関する過料)  
第5.1条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第49条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 略  
3 略

(たばこ税の課税標準)

第70条 略  
2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

3 略  
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごと

略

3 略  
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごと

略

の1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第68条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 ) 略

10

(たばこ税の課税免除)

第72条 略

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの壳渡し又は消費等について、第74条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 ) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第74条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第72条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとする場合に係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合は、同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第72条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

の1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第68条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 ) 略

10

(たばこ税の課税免除)

第72条 略

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの壳渡し又は消費等について、第74条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 前項  
2 前項  
規定は、卸販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3  
する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 ) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第74条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第72条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとする場合に係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合は、同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第72条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

付しなければならない。

付しなければならない。

2  
5 ) 略

附 則  
(延滞金の割合の特例)

第1条の2 当分の間、第13条、第74条第5項及び第76条の3第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特別基準割合(平均賃付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合の割合に満たない場合には、その年<sup>14</sup>中ににおいては、年<sup>14</sup>における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条 略  
2  
9 ) 略

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。  
11 ) 略  
12  
13 ) 略

14 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)  
第6条 略  
15 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は平成3年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産

2  
5 ) 略

附 則  
(延滞金の割合の特例)

第1条の2 当分の間、第13条、第74条第5項及び第76条の3第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特別基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合には、その年<sup>14</sup>中ににおいて「特例基準割合適用年」という。)中ににおいては、年<sup>14</sup>6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年ににおける特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条 略  
2  
9 ) 略

10  
11 ) 略  
12  
13 ) 略

14 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第6条 略  
15 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けるものに対するものに対して課する同年度分の固定資産

税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第7条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準とるべき価格（当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定による率を乗じて得た額）を当該宅地等における固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定による率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定による率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第7条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準とるべき価格（当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定による率を乗じて得た額）を当該宅地等における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定による率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定による率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、当該農地調整固定資産税額(農地に係る固定資産税額)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額」という。)

乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対する課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、当該農地調整固定資産税額(農地に係る固定資産税額)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額」という。)

とする。

とする。

略

略

第11条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第7条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第5条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第84条の7第1号及び第84条の13中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるの

第11条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第7条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第5条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第84条の7第1号及び第84条の13中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるの

は「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

## 2 ) 略 5

### (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準とるべき価格（当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき標準価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価

は「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

## 2 ) 略 5

### (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準となるべき標準価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価

格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における当該宅地等の規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度分の都市計画税の課税標準とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の各年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の各年度分の都市計画税に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の各年度分の都市計画税に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）  
第23条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度分の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に

格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度分の都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定に係る当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における当該宅地等の規定に定める率を乗じて得た額）を当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税額となるべき額とした場合における当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の各年度分の都市計画税に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税額となるべき額とした場合における当該都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）  
第23条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度分の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に

応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第25条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

別表（第25条の8関係）

応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第25条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

特定非営利活動法人の 主たる事務所の所在地 期間

特定非営利活動法人の 主たる事務所の所在地 期間

名称	
特定非営利活動法人N P O サポートちがさき	茅ヶ崎市円蔵一丁目 5 番 2 4 号サニータウン 茅ヶ崎
略	略

(茅ヶ崎市市税条例の一部改正 (第2条関係) )

(たばこ税の課税標準)

第70条 略

2 前項の製造たばこ (加熱式たばこを除く。) の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

3 ) 略  
10

(茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 (第3条関係) )

第2条 茅ヶ崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第20条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。  
略

第2条 茅ヶ崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は單身児童扶養者」に改める。  
附則第20条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

略

名称	
特定非営利活動法人N P O サポートちがさき	茅ヶ崎市円蔵一丁目 5 番 2 4 号サニータウン 茅ヶ崎
略	略

(たばこ税の課税標準)

第70条 略

2 前項の製造たばこ (加熱式たばこを除く。) の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

3 ) 略  
10

第2条 茅ヶ崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は單身児童扶養者」に改める。  
附則第20条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

略

(施行期日)	
1	この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)	略
(2)	<u>第2条</u> <u>茅ヶ崎市市税条例第17条の改正規定及び次項の規定</u> 令和 3年1月1日
(3)	<u>第2条</u> (前号に掲げる改正規定を除く。) 及び附則第5項の規定
2	及び附則第4項の規定 令 和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)
3	<u>前項第2号に掲げる規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例第17条第1項</u> (第2号に係る部分に限る。) の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
4	略
5	<u>附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例の規定</u> は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割にについて適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
6	(茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正 (第4条関係))
7	第2条 茅ヶ崎市市税条例の一部を次のように改正する。 附則第3条第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。 附則に次の1条を加える。 (後略)
(施行期日)	
1	この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)	略
(2)	<u>第2条</u> <u>茅ヶ崎市市税条例第17条の改正規定及び次項の規定</u> 令和 3年1月1日
(3)	<u>前項第2号に掲げる規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例第17条第1項</u> (第2号に係る部分に限る。) の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
4	略
5	<u>附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例の規定</u> は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割にについて適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
6	(茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正 (第4条関係))
7	第2条 茅ヶ崎市市税条例の一部を次のように改正する。 附則第3条第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。 附則に次の1条を加える。 (後略)

## 茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方税法（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後のもの）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定するには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

九

土 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

十一 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。

(2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ(2) 及び(3) に掲げる要件を満たすもの

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

十三 略

十四 略

2 市町村民税の納稅義務者の配偶者がその納稅義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の市町村民税の納稅義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3 二以上の市町村民税の納稅義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納稅義務者のうちいずれか一の納稅義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

4 市町村民税について所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合（第一項第六号、第三百七十七条の六、第三百二十一条の四及び第五款において引用する場合を除く。）には、これらの法令は、前年の所得について適用されたものをいうものとする。

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納稅義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

二 前年中に災害又は盜難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第三百十三条第

十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。) について損失を受けた場合 (当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。)において、当該損失の金額 (当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。) の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額 (損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この号において同じ。) が五万円以下である場合 (災害関連支出の金額がない場合を含む。) 当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいざれか低い金額

ハ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいざれか低い金額

二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費 (医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。) を支払い、その支払った医療費の金額 (保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。) の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額 (その金額が十万円を超える場合には、十万円) を超える所得割の納税義務者 その超える金額 (その金額が二百万円を超える場合には、二百万円)

三 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料 (所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料 (租税特別措置法第四十一条の七第二項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。) をいう。) を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払った、又は給与から控除される金額

四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法第二条第二項に規定する共済契約 (政令で定めるものを除く。) に基づく掛金

ロ 確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛金

五 前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額の合計額 (当該合計額が七万円を超える場合には、七万円)

イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金 (第七項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基いて一定額の保険金、共済金その他の給付金 (以下この号及び第七項において「保険金等」という。) を支払うことを約する部分 (ハにおいて「生存死亡部分」という。) に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。) 又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金 (ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。) を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 新生命保険料を支払った場合 ((3) に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額 (前年中において新生命保険契約等に基

づく 剩余金の分配若しくは割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。 以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超える三万二千円以下の場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超える五万六千円以下の場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

(2) 旧生命保険料を支払った場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（前年中において旧生命保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超える四万円以下の場合 一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超える七万円以下の場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円

(3) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i) 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii) 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

口 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第七項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基いて保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下口において「介護医療保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（前年中において介護医療保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下口において同じ。）が一万二千円以下である場合 当該合計額

(2) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超える三万二千円以下の場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

- (3) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超える場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
- (4) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円  
ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基くとして保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 新個人年金保険料を支払った場合 ((3) に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（前年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1) 及び(3) (i) において同じ。）が一万二千円以下である場合 当該合計額
- (ii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超える場合 二万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
- (iii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超える場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
- (iv) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円
- (2) 旧個人年金保険料を支払った場合 ((3) に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額（前年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2) 及び(3) (ii) において同じ。）が一万五千円以下である場合 当該合計額
- (ii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超える場合 二万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
- (iii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超える場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
- (iv) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円
- (3) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った後に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合は、二万八千円）
- (i) 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の(1) (i) から(iv) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1) (i) から(iv) までに定める金額
- (ii) 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の(2) (i) から(iv) までに定める金額

ら(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

五の二 削除

五の三 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納稅義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

六 障害者である所得割の納稅義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納稅義務者 各障害者につき二十六万円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第三項及び第八項並びに第三百四十四条の六において同じ。）である場合には、三十万円）

七 削除

八 寡婦である所得割の納稅義務者 二十六万円

八の二 ひとり親である所得割の納稅義務者 三十万円

九 勤労学生である所得割の納稅義務者 二十六万円

十 控除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三百四十四条の六第一号イにおいて同じ。）である場合には、三十八万円）

ロ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円）

ハ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十一万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円）

十の二 自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納稅義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納稅義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が百万円以下である配偶者 三十三万円

(2) 前年の合計所得金額が百万円を超え百三十万円以下である配偶者 三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち九十三万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

(3) 前年の合計所得金額が百三十万円を超える配偶者 三万円

ロ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額

の三分の一に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超える場合 当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の一に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款及び第三百七条の三の三第一項において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三百十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

2 市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円

二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超える二千四百五十万円以下である場合 二十九万円

三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超える二千五百万円以下である場合 十五万円

3 所得割の納税義務者の有する同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居特別障害者」という。）である場合には、当該特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円とする。

4 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居直系尊属」という。）である場合には、当該老人扶養親族に係る第一項第十一号の金額は、四十五万円とする。

5 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号及び第五号の三の規定は適用しない。

6 第一項第一号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第五号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号の三の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第六号及び第三項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第一項第八号の規定により控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第十号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第十号の二の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第二項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。

7 第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。

一 新生命保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）

若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けたニに掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）のニに掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ハ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

三 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

二 旧生命保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けたホに掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号イに掲げる契約

ロ 旧簡易生命保険契約

ハ 生命共済契約等

三 前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ 前号ニに掲げる規約又は契約

三 介護医療保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号ニに掲げる契約

ロ 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

四 新個人年金保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以

下この号において「新契約」という。) 又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、口の保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ 当該契約に基づく保険料又は掛け金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ 当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五 旧個人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものと含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六 損害保険契約等 次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ 保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害を填補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものと除く。）

ロ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

8 第一項、第三項又は第四項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第三項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第三項の規定に該当する扶養親族、第四項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第二百九十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

9 所得税法第二条第一項第三十二号の規定は、第一項第九号及び第三百十四条の六の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同法第二条第一項第三十二号中「合計所得金額が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ、」とあるのは「かつ、前年の」と読み替えるものとする。

10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

11 第一項及び第二項の規定による控除に当たつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛け金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、第一項各号の規定により控除すべき金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

（固定資産税の納税義務者等）

三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様

とする。)に課する。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。
- 3 第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登記されている者をいう。
- 4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
- 5 市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
- 6 農地法第四十五条第一項若しくは農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法(昭和二十二年法律第八十七号)第五十二条、相続税法第四十一条若しくは第四十八条の二、所得税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十三号)による改正前の所得税法第五十七条の四、戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第二十三条若しくは財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)第五十六条の規定により国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間はその使用者をもつて、その後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間はその売渡しの相手方をもつて、それぞれ第一項の所有者とみなす。
- 7 土地区画整理法による土地区画整理事業(農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項、第三百四十九条の三の三第三項及び第三百八十二条第八項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二(農住組合法第八条第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項及び第三百八十二条第八項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理事業による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から

換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

- 8 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条第一項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第二十三条第一項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条第一項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、これらの埋立地等が隣接する土地の所在する市町村をもつてこれらの埋立地等が所在する市町村とみなして固定資産税を課することができる。
- 9 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもつて第一項の所有者とみなす。

- 10 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

（固定資産税の課税標準等の特例）

### 第三百四十九条の三 略

2

（略）

2 6

- 2 7 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

- 2 8 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

- 2 9 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内

保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

30

（略）

33

第三百八十四条の三 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第九項及び第十項の場合には、これらの規定により所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）が第三百八十三条若しくは第三百八十四条の規定により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（たばこ税の課税標準）

第四百六十七条 たばこ税の課税標準は、第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が○・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの○・七本に換算するものとする。

区分	重量
二 噫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）

の○・四グラムをもつて紙巻たばこの○・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの○・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（たばこ税の課税免除）

第四百六十九条 市町村は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者（他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。）に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ税を課された製造たばこ（第四百七十七条第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を提出すべき市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が第一項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。

4 第一項第一号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第四百六十五条の規定を適用する。

（たばこ税の申告納付の手続）

第四百七十三条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、総務省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第四百六十五条第一項の売渡し又は当該市町村の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第四百六十九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第四百七十七条第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を

当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しなければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、第四百六十九条第三項に規定する書類及び第四百七十七条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

- 2 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、総務省令で定めるところにより、総務大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

略

- 3 総務大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ税の保全上適当でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

- 4 第四百七十七条第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項又は第二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、総務省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に提出することができる。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

#### 附 則

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)

第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十二条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第百四十四条の四十五第二項、第百四十四条の四十六第一項、第百六十九条第二項、第百七十条第一項、第百七十七条の十八第一項及び第二項、第百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項（第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十二条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八条第一項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三条の十七第二項並びに第七百三十三条の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセント

トの割合)とする。

- 2 当分の間、第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。
- 3 当分の間、第十五条の九第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項に規定する延滞金（以下この項において「徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間に対応する徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第十五条の九第一項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が猶予特例基準割合（附則第三条の二第三項に規定する猶予特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞金の額（第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項において「特例延滞金額」という。）を超える部分の金額」と、同条第三項及び第四項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、第七十二条の三十八の二第十項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、同条第十一項中「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。
- 4 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、第十七条の四第一項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年七・三パーセントの割合」とあるのは、「附則第三条の二第四項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。
- 5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。
- 6 第一項から第四項までのいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（固定資産税等の課税標準の特例）

#### 第十五条 略

2

（略）

2 9

3 0 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であつて、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参考して二分の一以上六分の五以下の範囲内に

において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

イ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備（以下この号において「認定発電設備」という。）であるものを除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ロ 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ハ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ニ バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの

二 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ 特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）

ロ 特定風力発電設備（前号ロに掲げるものを除く。）

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

イ 特定水力発電設備（前号ハに掲げるものを除く。）

ロ 特定地熱発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）

ハ 特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

3 1

（ 略

4 7

（令和元年度又は令和二年度における土地の価格の特例）

第十七条の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）により修正した価格（当該土地が同表の第二号若しくは第四号に掲げる土地である場合における令和元年度分の固定資産税又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和二年度分の固定資産税にあつては、当該土地の類似土地の当該年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。以下「修正価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

略

2 令和元年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下この項において「令和

元年度適用土地）という。）又は前項の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が令和元年度適用土地であるもの（以下この項において「令和元年度類似適用土地」という。）であつて、令和二年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、修正された価格（令和元年度適用土地にあつては当該令和元年度適用土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和元年度適用土地が前項の表の第三号又は第五号に掲げる土地に該当するに至つた場合には、当該令和元年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）をいい、令和元年度類似適用土地にあつては当該令和元年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 3 第一項又は前項の規定の適用を受ける土地（令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

略

- 4 令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

略

- 5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

- 6 令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

- 7 総務大臣は、第一項の修正基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

- 8 固定資産税の納税者は、その納付すべき令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に係る第一項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について第四百三十二条第一項の規定により審査の申出をする場合には、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格についての不服を審査の申出の理由とすることができます。

- 9 令和元年度分及び令和二年度分の固定資産税に限り、第三百八十八条第二項、第四百一条及び第四百三十二条第一項の規定の適用については、第三百八十八条第二項及び第四百一条第一号中「固定資産評価基準」とあるのは「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と、第四百三十二条第一項中「当該土地又は家屋」とあるのは「当該土地若しくは家屋」と、「又は第五項ただし書」とあるのは「若しくは第五項ただし書」と、「を申し立てる場合」とあるのは「、又は令和元年度分若しくは令和二年度分の固定資産税について当該土地が附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合」とする。

- 10 市町村長は、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税について、第一項の規定により当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを当該年度分

の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。

○地方税法（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第2条の規定による改正後のもの）

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一

（） 略

四

四の二 資本金等の額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付する法人（ロ及びハに掲げる法人を除く。）

同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度（イ及びロにおいて「過去事業年度」という。）の(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度の(2)及び(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の(1)に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の(3)に掲げる金額を減算した金額との合計額

(1) 平成二十二年四月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものをおき、総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十条の規定により資本金とし、又は同法第四百四十八条第一項第二号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

(2) 平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他他の資産を交付したものをおき、総務省令で定めるものに限る。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（(2)において「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法（(2)において「旧商法」という。）第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法（(2)において「旧有限会社法」という。）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第二百八十九条第一項及び第二項第二号（これらの規定を旧有限会社法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額

(3) 平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

ロ 第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付する法人のうち法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）若しくは第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの（ハに掲げる法人を除く。）又は第三百二十一条の八第二項の規定により申告納付する法人（ハに掲げる法人を除く。）政令で定める日現在における同法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、過去事業年度のイ(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度のイ(2)及びイ(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額

ハ 保険業法に規定する相互会社 純資産額として政令で定めるところにより算定した金額

五

（） 略

十四

2 市町村民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の市町村民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより

、これらのうちいづれか一にのみ該当するものとみなす。

- 3 二以上の市町村民税の納稅義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納稅義務者のうちいづれか一の納稅義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。
- 4 市町村民税について所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合(第一項第六号、第三百十七条の六、第三百二十一条の四及び第五款において引用する場合を除く。)には、これらの法令は、前年の所得について適用されたものをいうものとする。

(法人の均等割の税率)

第三百十二条 法人に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

略

- 2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課することができない。
- 3 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。
  - 二 第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日
  - 二 第三百二十一条の八第二項の規定により申告納付する法人 当該法人の同項の期間の末日
  - 三 公共法人等(法人税法第二条第五号の公共法人及び第二百九十四条第七項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。第三百二十一条の八第三十一項及び第五十三項第一号において同じ。) 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該公共法人等が解散(合併による解散を除く。)又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間)の末日
- 4 第一項又は第二項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第二号の期間又は同項第三号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- 5 第一項の場合において、第三項第一号及び第二号に掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。
- 6 第三項第一号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)又は第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「第三項第一号に定める日(同法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)又は第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第六項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第九号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第三項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 7 第三項第二号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第七項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とす

る。

8 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

(たばこ税の課税標準)

第四百六十七条 たばこ税の課税標準は、第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区分	重量
二 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
三 かみ用の製造たばこ	二グラム
四 かぎ用の製造たばこ	二グラム

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の○・四グラムをもつて紙巻たばこの○・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの○・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方税法施行規則

（法第三百四十三条第十項の家屋の附帯設備）

第十条の二の十五 法第三百四十三条第十項に規定する総務省令で定めるものは、木造家屋にあっては外壁、内壁、天井、造作、床又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあっては外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

第五項	前十年内事業年度		
	前十年以内	前九年以内	前九年以内
第七項	前十年以内	前九年以内	前九年以内
第八項	前十年以内	前九年以内	前九年以内
(固定資産税に関する経過措置)			
第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	新法第三百四十三条第四項の規定は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	新法第三百四十三条第五項の規定は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用する。	新法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
4 施行日前に新たに建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	6 新法第三百八十四条の三の規定は、同条の条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。	7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。
8 平成三十三年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。	9 平成三十三年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。	10 平成三十三年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。	11 平成三十三年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。
12 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する機械その他の設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。	13 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	14 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十項に規定する基礎放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	15 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
16 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	17 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	18 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	19 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
20 新法第三百四十三条第十号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	第二十一条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	第二十二条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	第二十三条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)
21 第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	第二十四条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	第二十五条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	第二十六条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)
22 (事業所税に関する経過措置)	23 (都市計画税に関する経過措置)	24 (都市計画税に関する経過措置)	25 (都市計画税に関する経過措置)
26 第十七条 附則第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。	27 第十八条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。	28 第十九条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	29 第二十条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)
30 第二十一条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	31 第二十二条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	32 第二十三条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	33 第二十四条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)
34 第二十五条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	35 第二十六条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	36 第二十七条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	37 第二十八条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)
38 第二十九条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	39 第三十条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	40 第三十一条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	41 第三十二条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)
42 第三十三条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	43 第三十四条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	44 第三十五条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	45 第三十六条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)
46 第三十七条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	47 第三十八条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	48 第三十九条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)	49 第四十条 附則第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこの市町村たばこ税に関する経過措置)

(不動産取得税に関する経過措置)

**第八条** 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、な  
お從前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)  
第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに

**第十一条** 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置) 第一  
ゴルフ場利用税の適用に付する経過措置

**第十一章 新法第七十五条の三(第一号に係る部分に限る)及第新法附則第十二条の二の規定に** 旅  
**行日以後のゴルフ場の利用に対し課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場**  
**の利用に對して課するゴルフ場利用税については、なお從前の例による。**

(市町村民税に関する経過措置)  
第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和二年

度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第一百九十二条第一項（第一号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三百三十四条第一項、第三百三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）

及び第三百一十七条の二第一項並びに附則第四条第十三項(第一号に係る部分に限る)、附則第四条第十三項(第一号に係る部分に限る)。

（第一項）（第一号に係る部分に限る）（附則第三十一条第一項第一号に係る部分に限る）  
（第二項）（第一号に係る部分に限る）（附則第三十一条第一項第一号に係る部分に限る）  
附則第三十三条の三第七項（第一号に係る部分に限る）、附則第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る）、附則第三十六条第一項（第一号に係る部分に限る）、附則第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る）

（第一号に係る部分に限る） 附則第三十五条第六項（第一号に係る部分に限る） 附則第三十五条の二第八項（第一号に係る部分に限る） 及び附則第三十五条の四第五項（第一号に係る部分に限る）の規定は、令

和二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し 令和二年度分までの個人の市町村民税については なお従前の例による。

3 令和二年度分の個人の市町村民税に係る申告書の提出に係る新法第三百一十七条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額」ひとり

親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の  
地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）第三百九十二条第一項第十一号に規定する

寡婦（旧地方税法第三百四十四条の第一項の規定に該当するものに限る。）又は旧地方税法第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡夫である第一百九十四条第一項第一号に掲げる者に係るもの。

除く」と「同法」とあるのは「所得税法」とする。

5 について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。  
新法第三百十七條の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百二十九條

の第六一項に規定する公的年金等(同法第二百二十三条の七の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新法第三百七十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連  
吉善義手渡り去り入る市町村民税につゝては、まる並有の利である。

所得税法等改正法附則第八十四条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（旧法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

二 所得税法等改正法附則第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号（旧租税特別措置法第六十八条の十五の五の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（旧法第二百九十七条の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

三 新法第一百九十二条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

四 新法附則第八条の二の二第七項及び第九項の規定（同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

五 第十三条（附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に係る施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。）の規定及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

六 別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。）分の法人の市町村民税の市町村民税については、なお従前の例による。

七 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

八 四年新法第三百二十二条の八第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十二条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

九 四年新法第三百二十二条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十二条の八第十九項に規定する控除対象個別帰属税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

十 新法第一百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第六十二条の十二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

十一 新法附則第八条の二の二第七項及び第九項の規定（同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

十二 第十三条（附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。）の規定及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

十三 別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。）分の法人の市町村民税の市町村民税については、なお従前の例による。

十四 四年新法第三百二十二条の八第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十二条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

十五 四年新法第三百二十二条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十二条の八第十九項に規定する控除対象個別帰属税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。



附則第四条中「平成三十一年二月」を「令和二年一月」に、「平成三十一年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五条及び第六条中「平成三十二年二月」を「令和一年二月」に改める  
附則第七条第一項中「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に、「平成三十  
八年元月」第一項中「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に、「平成三十  
八年元月」第一項中「同条第二項中「平成三十二年一月」を「令和二年一月」  
付則第十四条第一項中「同条第三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十  
八年元月」第一項中「同条第三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十

和元年度分に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とする。

附录

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五条の規定並びに第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第四条第二項及び第三項、第十二条第二項及び第三項、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条、第十二条第四項、第十六条第一項並びに第三十四条第三項及び第十一項の改正規定に限る）、第二十八条第一条から第四項まで、第二十九条並びに第三十条の規定

三 第二条中地方税法附則第三十五条の三の二の改正規定 令和三年四月一日

四 第二条中地方税法第七十四条の四第二項ただし書及び第四百六十七条第二項ただし書の改正規定並びに附則第十条及び第十六条の規定 令和三年十月一日

五 第二条（前二号、次号及び第十二号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条第二項から第八項まで、第七条、第十三条第二項から第八項まで、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条から第四十条までの改正規定に限る）、第二十八条第五項から第七項まで及び第三十一条の規定 令和四年四月一日

六 第二条中地方税法第三十四条第一項第十一号及び三百四十四条の二第一項第十一号の改正規定並びに附則第五条第一項及び第十三条第一項の規定 令和六年一月一日

七 第一条中地方税法附則第十一条第十五項の改正規定（第一百九条の六第二項第一号）を「第一百九条の十五第二項第一号」に、「第一百九条の八」を「第一百九条の十七」に、「第一百九条の六第一項」を「第一百九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項を「第四十六条第二十六項」に改める部分に限る。」、同法附則第十五条第四十八条の改正規定（第一百九条の二第三項）を「第一百九条の四第三項」に、「第一百九条の二第一項」を「第一百九条の四第一項」に、「第八十一条第八項」を「第八十一条第十項」に改める部分に限る。及び同条に五項を加える改正規定（同条第四十八条に係る部分に限る。）都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一号）の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（第四十二条の十二の六）を「第四十二条の十二の五の二」に改める部分に限る。」、同項第四号の三の改正規定、同法第一百九十二条第一項第四号の改正規定（第四十二条の十二の六）を「第四十二条の十二の五の二」に改める部分に限る。」及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八条第十五項及び第十六条の改正規定並びに同法附則第十五条に五項を加える改正規定（同条第49項に係る部分に限る。）並びに附則第四条第七項から第十項まで及び第十二条第七項から第十項までの規定特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第一号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三十四条第一項及び第四項、第三十四条の二第三項及び第六项、第三十六条第一項並びに第四十四条の二の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一号）附則第十二項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十 第二条中地方税法第二十四条第五項、第七十二条の五第一項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに附則第十七条の規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第一号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来する申告加算金について適用する。

新法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来する申告加算金について適用する。

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11 法人税法第七十七条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象通算対象欠損調整額を加算するものとする。

12 前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一條の八の二中、「第四項又は第二十二項」を「又は第三十四項」に改め、「(同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について國の稅務官署の更正を受けたこと)及び(若しくは個別帰属法人税額)を削る。

第三百二十一條の八の三第一項中、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中、「においては」を「には」に改める。

第三百二十一條の九第一項中、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二項中、「(第三百二十一條の十一第一項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額)(確定個別帰属法人税額)といふ。以下この項から第三項までに法人税額に係る個別帰属法人税額(確定個別帰属法人税額)といふ。以下この項から第三項までに法人税額に係る個別帰属法人税額(確定個別帰属法人税額)を「法人税において予定申告義務において同じ。」を削り、「予定申告による連結法人の法人税割額」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告による法人税割額」に、「(によつて確定個別帰属法人税額若しくは決定された連結法人税額)を「により確定法人税額」に改め、同条第二項中、「第四項又は第十九項」を「又は第三十四項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中、「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第四項中、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中、「第三百二十一條の八の第二十項」を「第三百二十一條の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削る。

第三百二十一條の十一の二第一項中、「及び次条第一項」を削り、「第三百二十一條の八第二十三項」を「第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改める。

第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の十一の三を削る。

第三百二十一條の十二第二項中、「(第三百二十一條の十一の二第一項中、「及び次条第一項」を削り、「第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改める。

第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中、「(第三百二十一條の十一の二第一項中、「及び次条第一項」を削り、「第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改める。

第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

を「按分して」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「算定期間の中途」を「法人税額の課税標準の算定期間の中途」に改め、同項第三号中「算定期間中」を「法人税額の課税標準の算定期間中」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第三百二十一條の十四の見出し中「法人税額等」を「法人税額」に改め、同条第一項及び第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改める。

第三百二十六條第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「同条第一十二項」を「同条第三十二項」に改め、同条第五項中「第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改める。

第三百二十五條中「又は法人税」を「若しくは法人税」に改め、「連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削る。

第三百二十六條第一項中「(第四項若しくは第十九項)を「若しくは第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「(第三百二十一條の八第二十二項)を「(第三百二十一條の八第二十四項)に、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第四号中「第三百二十一條の八第二十二項」を「第三百二十一條の八第三十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二項中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「第三百二十一條の八第二十三項」を「第三百二十一條の八第三十五項」に改め、同条第二項中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「第三百二十一條の八第二十二項」を「第三百二十一條の八第三十四項」に、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第二号中「第三百二十一條の八第二十三項」を「第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十七條第四項から第六項までを削る。

第四百六十七條第二項ただし書中「〇・七グラム」を「グラム」に「〇・七本」を「一本」に改める。

第七百一一条の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百二十一條の八第二十四項の項中「第三百二十一條の八第二二十四項」を「第三百二十一條の八第三十六項」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第四項中、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中、「第三百二十一條の八第二十項」を「第三百二十一條の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削る。

第三百二十七條第一項第一号中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条规定第五十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一條の八第四十二項」を「第三百二十一條の八第五十二項」に改める。

第七百四十七条の二第一項第一号中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条规定第五十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一條の八第四十二項」を「第三百二十一條の八第五十二項」に改める。

第七百六十二条第一号口(1)中「第五十三条第四十六項及び第四十九項」を「第五十三条规定第五十五項及び第五十八項」に、「第三百二十一條の八第四十二項及び第四十五項」を「第三百二十一條の八第五十二項及び第五十五項」に改める。

第五十二項及び第五十五項」に改める。

附則第三条の二第二項及び第三条の二の二中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第三条の二の四第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第八条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「中小連結親法人等の租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第一号に規定する適用年度」を「中小企業者等の平成三十一年四月一日から令和三年三月二十一日までの間に開始する各事業年度」に、「適用年度の連結法人税額に係る調整前

第七十二条の四十九の二中、「連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削り、「においては」を「には」に改める。  
第七十四条の四第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第二百九十二条第一項第三号イ中「この節」を「この項及び第三百二十一条の八」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第四号イ中「法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第二項の規定による申告書に係る法人税額を除く。」を削り、「第二項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第九項から第十四項まで」を「第二項、第五項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削り、同項第四号の五イ中「ホ」を「ハ」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号口巾「」又は「」を「」若しくは「」に、「ホ」を「ハ」に掲げる法人を除く。」又は第三百二十一条の八第二項の規定により申告納付する法人「ハ」に改め、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ハ及び二を削り、同号ホを同号ハとし、同号を同項第四号の二とする。

第二百九十四条第七項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第四十二項から第十四十五項まで」を「第三百二十一条の八第五十二項から第六十八項まで」に改め、同条第九項中「第八項」を「前項」に改め。

(3) (2) (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者  
障害者  
その市町村民税の納稅義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を  
三十八万円以上受けている者

2

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第二条第三項の規定による適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六ヶ月を超えるか、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同法第二条第三十一号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二ヶ月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百一十二条の十一第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中ににおいて有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をそのままの提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

3 法人税法第七十七条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかるわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法

第三百四十四条の第二項中「第三百一十二条の八第一項」の規定によつて申告納付するものにあつては同項を「第三百二十二条の八第一項」に改め、「同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。



附則第十五条に次の五項を加える。

46 農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和五年三月三十日までの間に農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金で政令で定めるもの又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第二項及び第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

47 農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定め

術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に同法第十条第二項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する債却資産で政令で定めるもの（同法第二十六条に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）並びに構築物に限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該債却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該債却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とす る。

附則第十五条の二第一項中「三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第十四項」に、「第三十五項」を「第三十二項」に改める。

附則第十五条の三中〔平成二十三年度〕を〔令和三年度〕に改める

附則第十五條の六及び第十五條の七第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

月三十一日]に改め、同条第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項並びに第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。  
附則第十五条の十一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又

**和二年度分**に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第一項」に改める。  
**附則第十七条の見出し中**「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第六号イの表2)中「平

成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和元年度分の固定資産税について地方税法等

の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前的地方税法」という。）に改め、同号令の表(2)中、「平成三十一年度」を「令和元年度」

に、「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に改め、同条第八号中「平成三十一年

度】を「令和二年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

元年度に平成三十一年度を令和二年一度に改め、同号の下欄中平成三十一年度分を令和元年度分に改め、同表の第二号の上欄中平成三十一年度を令和元年度に改め、同号の

附則第十二条の三第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年一度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第四号及び第五号中「平成三十二年度基準工ネルギー消費効率」を「令和二年度基準工不ルギー消費効率」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年年度分」を「令和三年度分」に改め、同項各号中「平成三十一年度基準工ネルギー消費効率」を「令和二年度基準工ネルギー消費効率」に改める。

附則第十二条の四第四項及び第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十二年一度分」を「令和二年度分」に改める。同項第一項中「平成三十一年度分」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年一度分」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「流通業者の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」

供する場合には、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三】に改め、同条第十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「（同法附則第二十六項）（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。」を削り「（港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日まで）を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第一号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項第一号に次のように加える。

(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から平成三十二年三月三十日までに「(以下この号において同じ)を加え、「五分の三」を「三分の一」(総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が取得したものにあっては、「五分の三」)に改め、同条第二項中「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十日まで」に、「第三百四十九条の三第一項若しくは第四項」を「第三百四十九条の三第二項若しくは第三項」に改め、同項第一号中「もの」の下に「電気供給業を行ふ法人が電気供給業の用に供するものを除く。」を加え、同項中第二号を削り、「第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「平成三十一年度」を「令和二年年度」に、「第三百四十九条の三第八項又は第九項」を「第三百四十九条の三第七項又は第八項」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十日」を「令和三年三月三十日」に改め、同条第五項中「又は第三百四十九条の三第一項」を削り、「平成三十一年度」を「令和二年年度」に改め、「同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額」を削り、同条第六項中「大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域」を削り「南海トラフ地震防災対策推進地域又は」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の下に「又は首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域」を加え、平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十日までを「令和二年四月一日から令和五年三月三十日まで」に改め、同条第七項中「平成三十二年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改め、同条第八項及び第十一項中「平成三十三年三月三十日」を「令和三年三月三十日」に改め、同条第十二項中「平成三十一年度」を「令和二年年度」に、「第三百四十九条の三第四項」を「第三百四十九条の三第五项」に改め、同条第十三項中「平成三十五年三月三十日」を「令和五年三月三十日」に、「第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同条第十四項中「平成三十三年三月三十日」を「令和三年三月三十日」に、「第二十五項」を「第二十二項」に改め、同条第十五項及び第十六項中「平成三十三年三月三十日」を「令和三年三月三十日」に改め、同条第十七項中「」が通常業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から平成三十一年三月三十日まで」を「(以下この項において「総合効率化事業者」という)が令和二年四月一日から令和四年三月三十日までに、「五分の三」を「三分の二(総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が当該車両を取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に

供する場合には、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三]に改め、同条第十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の一(当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一)」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「同法附則第二十六項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む)」の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む)」を削り「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第(二)号に掲げる規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項及び第四十項を削り、同条第四十一項中「平成二十五年法律第八十八号」を削り、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項削り、「同条第三十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項及び第四十項を削り、同条第四十一項中「平成二十五年法律第八十八号」を削り、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第三百四十三条第九項」を「第三百四十三条第十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「第一百九条の二第三項」を「第一百九条の二第一項」に、「第八十一条第八項」を「第八十二条第十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十九項中「平成三十四年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第五十項中「平成三十三年三月三十日」を「令和三年三月三十日」に改め、同項を同条第四十四項とする。

第六百九十七条の次に次の二条を加える。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百九十七条の二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第六百九十七条の二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第六百九十五条第六項において準用する場合を含む)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十八条の次に次の二条を加える。

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百条の六十八条の二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第六百九十五条第六項において準用する場合を含む)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十八条の二十一から第七百一条の二十九までを次のように改める。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第六百九十五条第六項において準用する場合を含む)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで 削除

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の六十八 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第六百九十五条第六項において準用する場合を含む)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の六十九から第七百一条の七十二まで 削除

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百二十二条第二項中「三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項又は三十四項」を「第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項又は第三十三項」に、「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七百二十二条第八項中「及び第三百七十五条」を「から第三百七十六条まで」に改める。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三条の二 第七百二十九条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第六百九十五条第六項において準用する場合を含む)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第六百九十五条第六項において準用する場合を含む)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七百四十五条第一項中「三百七十五条」を「第三百七十六条」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合〔に、〔の規定により告示された割合〕を〔に規定する平均貸付割合〕を〔第四十二条の十二の六〕〔第四十二条の十二の五〕〔に改め 同条第十六項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に、「第六十八条の十五の六の二」に改める。〕に、〔この条において同じ〕を「〔の項及び第五項において同じ〕に改め、〔以までにおいて同じ〕」に、「この条において同じ〕を「〔の項及び第五項において同じ〕に改め、「〔以

下この条において「特例基準割合適用年」という。」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を算出した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条第三項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間を「を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合)を「猶予特例基準割合(附則第三条の第二第三項に規定する猶予特例基準割合)に改め、同条第四項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。が」に、「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二条を加える。

5 前各項のいすれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第四条第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号口」、「第十二号」を「第十一号イ(2)」、「第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十二条の十七の二第一項を「第四十二条の十七第一項」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六项」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六项」に改め、「第四十二条の十七の二第一項」を「第四十二条の十七第一項」に、「同条第七項」を「同条第六项」に改める。

附則第五条の四第一項中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改め、「平成四十五年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成四十五年度」を「令和五年度」に、「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、「第四十二条の二第一項」を「第四十二条の二第一項」に、「同条第七項」を「同条第六项」に改める。

附則第六条第一項及び第四項中「平成三十三年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条の三中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第七条の六第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の六中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第六条第一項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に、「第四十二条の十二の六」〔を「第四十二条の十二の五の二」に改め 同条第十六項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に、「第六十八条の十五の六の二」に改める。〕に改め、「第四十二条の十二の五の二」に改め 同条第十六項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に、「第六十八条の十五の六の二」に改める。

第三百四十九条の三の見出し中「変電又は送電施設等に対する」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「の三分の一の」を「償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。」の三分の一の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「法人が」の下に「国補助金又は交付金で政令で定めるものの交付を受けて」を加え、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二項又は第二十五項」を「第一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「日本国有鉄道清算事業団法」という。」及び「(以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)」を削り、「第二項、第十五項又は第二十五項」を「第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十九項を第二十項とし、第二十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百四十九条の三の二第一項中「第十二項を」を「第十一項を」に、「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同条第二項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め。

第三百四十九条の三の三第三項及び第四項並びに第三百五十二条の二(同法第二百四十三条第六項)を「第三百四十三条第七項」に、「登録されている」を「登録がされている」に改める。

第三百七十六条から第三百七十九条までを次のようにより改める。

(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三百七十六条 第三百七十三条第七項の場合において、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における該土地又は家屋を所有している者(以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。)に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他の固定資産税の賦課徴収に関する事項を申告せることができる。

第三百八十五条第一項中「前三条」を「第三百八十三条から前条まで」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に改める。

第三百八十六条中「第三百四十三条第八項及び第九項」を「第三百四十三条第九項及び第十項」に改め、「によつて申告すべき」を「により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき」に、「においては」を「には」に改める。

第四百四十六条第一項第三号イ(2)中「平成三十一年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十一年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に改める。

第四百五十二条第一項第一号口及び第四項の表第一項第一号口の項中「平成三十一年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第四百六十三条の十から第四百六十三条の十四までを次のように改める。

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の十 第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第二百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百六十三条の十一から第四百六十三条の十四まで 削除

第三章第三節第三款第三目中第四百六十三条の二十九の次に次の二条を加える。

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の三十一 第四百六十三条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第二百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百六十七条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第四百六十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「前項各号」を「第一項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項の次に次の二条を加える。

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四百七十三条规定第一項又は第二項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこの消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第四百七十三条第一項中「第四百六十九条第二項」を「第四百六十九条第三項」に改める。

第四百八十五条の六から第四百八十五条の十一までを次のように改める。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百八十五条の六 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第二百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百八十五条の七から第四百八十五条の十二まで 削除

第五百四十四条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第二百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百四十五条第六項中「第三百四十三条第七項」を「第三百四十三条第八項」に改める。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百六十六条 第六百十三条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第二百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六百六十六条から第六百六十条までを次のように改める。

第二百八十八条及び第二百八十九条を次のように改める。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二百八十八条 第二百八十五条规定第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第二百九十条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により道府県知事に対し陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十九条 削除

第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十一(第一項、第三項、第四項及び第七項)に「第四十二条の十二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の五の二」に「第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第四十二条の五の二」に「第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項まで)に改め、同号ロ中「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に「第四十二条の十一(第一項、第三項、第四項及び第八項)を「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

イ夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの扶養親族を有すること。

ハ前年の合計所得金額が五百円以下であること。

その者と事實上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

ハ前年の合計所得金額が五百円以下であること。

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものがいないこと。

イその者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ前年の合計所得金額が五百円以下であること。

ハその者と事實上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十五条第一項第十二号の二を削る。

第二百九十五条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二百九十四条の二第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に「第八項に」を「第七項に」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次八の二を加える。

第三百四十二条の二第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に改め、同項第十二号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次八の二を加える。

第三百四十四条の二第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に改め、同項第十二号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第十二号中「第五項」とし、同条第七項中「第三項を削り、第四項を第三項」とし、第五項を「第四項」とし、第六項を「第五項」とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、及び第三項を「寡婦控除額」と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号に「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第七項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に「第四項」を「第三項の」に「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く)」を「子」に「その親族」を「当該子」に「族に」を「子に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を「第三項」とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫)控除額」と「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三百四十四条の六第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く」を削り、同表(4)の項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第三百三十七条の二第一項ただし書中「第三百四十四条の二第五項」を「第三百四十四条の二第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三百三十七条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第二号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百三十七条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百二十二条の八第二十四項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に「の同法第六十六条の七第四項」を「の同法第六十六条の七第五項」に「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第三百三十四条から第三百四十条までを次のように改める。

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三百三十四条 第三百三十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第二百九十条第四項において準用する場合を含む)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十六条から第三百四十条まで 削除

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三百三十五条 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

第三百三十六条から第三百四十条まで 削除

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三百三十五条第一項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に「においては」を「には」に改め「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に「においては」を「には」に「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つて、もなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改め、同項第三十六号中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改め、同條第四項中「第三百四十九条の三第二十四項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第五号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十一条」に、「第七十七条の二十三」を「第七十七条の二十四」に、「第四百六十三条の二十九」を「第四百六十三条の三十」に、「第七百三十条」を「第七百三十条の二」に改める。

第十四条の九第一項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金（第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項（第一号に係る部分に限る）、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第一百四十四条の四十七第五項、第一百七十一條第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五项、第四百八十三条第五项、第五百三十六条第五项、第六百九条第五项、第六百八十八条第五项、第七百一条的十二第五项、第七百二十一条的六十一第五项、第七百二十一條第五项、第五项又は第七百三十三条の十八第六项の規定の適用があるものに限る）についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第十八条第一項第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日

第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者（特別の法律により設立された法人を含む）又は官公署」に改める。

第二十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十（第一項、第三項から第五項まで及び第八項）を「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項）に、「第四十二条の十二（第一項、第三項及び第七項）に、「第四十二条の十二（六）」を「第四十二条の五の二」に、「第六十条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項まで）を「第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで）に改め、同号口中「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項）に、「第四十二条の十二（六）」を「第四十二条の十二（五の二）に改め、同項第四号の三イ及び口中「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

扶養親族を有する者

(1) 前年の合計所得金額が五百円以下であること。  
その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二十三条第一項第十一号口中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるもの有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。

第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第二十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第八項第一号イ」に、「第八項に」を「第七項に」に改め、同号口中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の二号を加える。

八の二 ひとり親である所得割の納稅義務者 三十万円

第三十四条第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦（寡夫）控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族（扶養親族を除く。）」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三条第一項第十二号イ」に、「親族に」を「子に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十二条第二項中「第三百三十二条並びに第三百三十三条」を「並びに第三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。

第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の二第一項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第五号中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とす。

る。